

きずな通信

2019 月分・9月 No.174

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

Tel.0985-29-5377 Fax0985-29-5378

takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp

社会保険加入の事業所様へ

社会保険の算定基礎届の決定通知書が順次届いています。
社会保険料の算定で等級が変更になる方もいらっしゃいます。保険料のお知らせを随時発送しておりますので、ご確認を宜しくお願い致します。9月分の保険料より変更になりますので、10月に支給される給与より変更をお願い致します。

*給与の昇給・降給がありましたらご連絡をお願い致します。月額変更の対象に該当する場合があります。

労働保険事務組合きずなの事業所様



労働保険料第2期分の納付期限は10月31日です。
今月中に第2期分の納入通知書をお送りいたしますので、ご確認の上ご準備をよろしくお願いいたします。また、集金をご希望の事業所様は、ご連絡をよろしくお願いいたします。

最低賃金が改正されます！！



宮崎県の最低賃金を、令和元年10月4日(金)から1時間あたり**790円**とすることとなりました。なお、特定(産業別)最低賃金については現在審議中のため、決定次第お知らせいたします。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めた全ての労働者に適用されます。使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 最低賃金には次の賃金は含まれません。
 - (1)賞与等の臨時の賃金
 - (2)時間外労働等の割増賃金
 - (3)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

顧問料の消費税率変更に伴うお知らせ

このたび消費税法改正が決定したことを受け 弊社における消費税の取扱いについて下記のとおり対応させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。銀行の自動振替をされています事業所様は金額の変更をお願いいたします。

また変更後の金額が不明の場合はお問い合わせ下さい。

顧問料 9月分迄 . . . 消費税 8%

顧問料 10月分～ . . . 消費税 10%